

抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	10件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約（企画競争・公募）	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約（その他）	5件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等
	○抽出No.54の随意契約について、説明の中で1者から見積書を徴収と記載されているが、これは見積の提出依頼をしているのか。		○3者に対して見積提出依頼をしたところ、1者から提出があったという意味である。
	○抽出No.94の不落不調随契について、1回目の公告で入札参加申請があった3者が全員辞退しており、2回目の公告では参加者がいなかったとのことであるが、随意契約をするための見積依頼をしたところ3者から見積書が提出されるのは、何か条件の変更を行っているのか。		○条件を変更した場合は再度公告することになるため、変更は行っていない。
	○事業者は積算するためのソフト等を使用しているのか。		○工事や調査設計業務の場合は、積算の因子が公表されているため、それらの因子が含まれているプログラムにより積算していると思われる。
	○指名停止の番号10と12は関連した案件であり、指名停止理由が同じような内容であるが、指名停止期間に差異があるのは何故か。		○10番については元役員が、12番については代表取締役が逮捕されたものであり、役職の違いによって指名停止期間が異なる。
○行政指導案件が数件見受けられるが、二週間のものや二ヶ月のものがあるなど、指名停止期間に幅があるのは何故か。		○指名停止の期間については工事請負指名停止等措置要領の措置要件を確認し、期間を決定しているため、各案件により違いがある。	

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○番号6について、書類送検され、刑事罰を受けている案件の指名停止期間が二週間であるのに対し、その他の行政指導案件は一、二ヶ月となっている。刑事罰を受ける、受けないについては指名停止期間には関係ないのか。</p>	<p>○刑事罰には関係なく、工事請負指名停止等措置要領に基づき決定しており、今回の案件については措置基準に照らし合わせると二週間以上二ヶ月以内となり、他機関の指名停止情報との整合性を取った結果、二週間と決定したものである。</p>
	<p>○過去の入札等監視委員会の指名停止等一覧表には、東北森林管理局管内の事業者が記載されていたが、7番に大分県の事業者が記載されているのは何故か。</p>	<p>○事業者が営業区域を東北としている場合は、管外の事業者であっても指名停止の対象となる。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>令和3年度第3、4四半期について、おおむね適正に行われていたものと判断する。</p> <p>特になし</p>	

事務局：企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。